

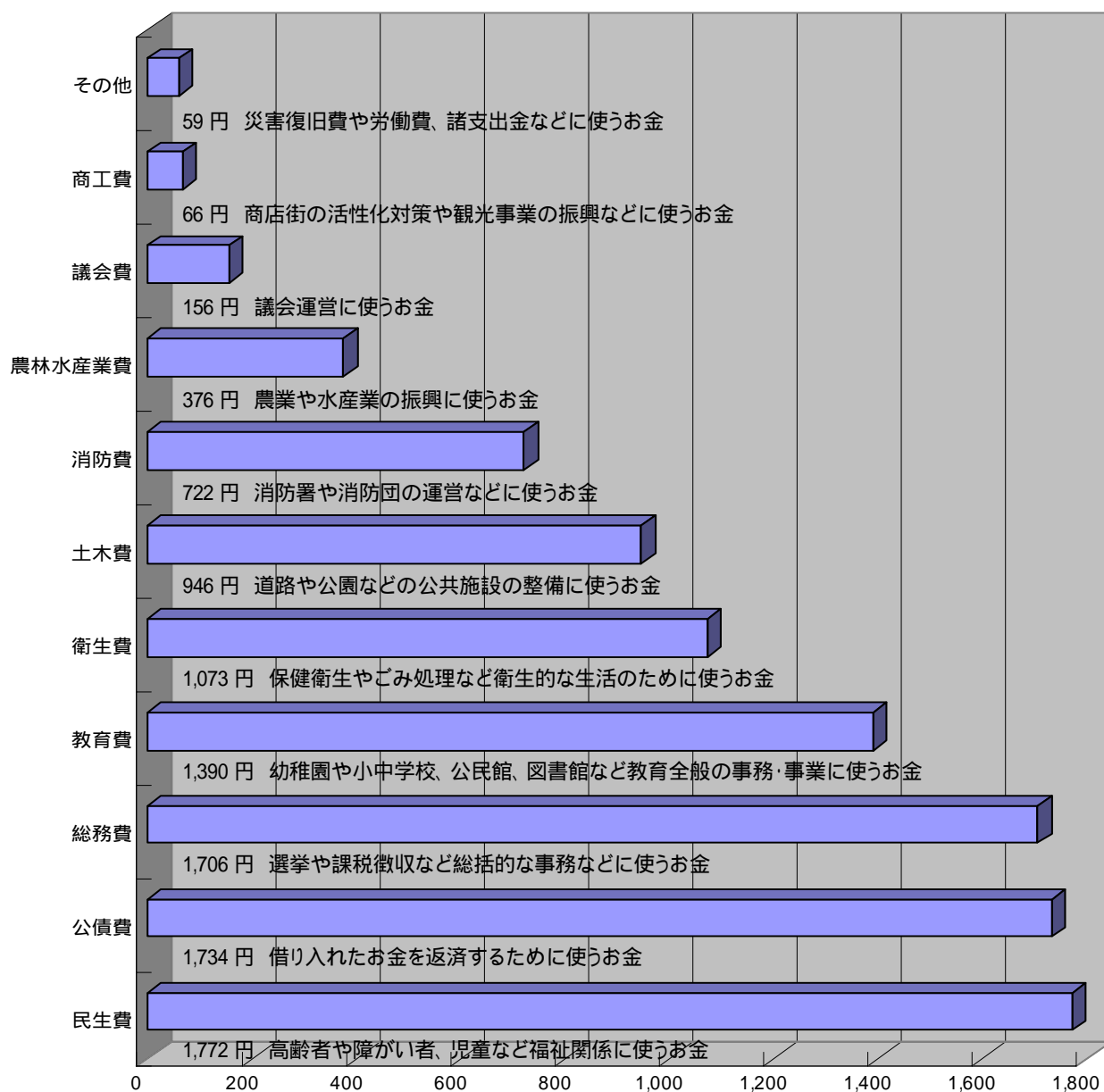
# 納税ニュース

平成17年5月13日 第6号  
編集・発行：鹿嶋市納税対策室  
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1  
TEL 82-2911 FAX 84-1212  
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

**公平・公正な税の負担で住みよい、活気のあるまちづくりを！**

納められた市税は、下図のように、社会福祉の充実や道路の整備、教育や文化の向上、ごみ処理、農業・商工業の振興、災害を防ぐための事業など、さまざまな市の行政活動の費用にあてられます。

納められた市税10,000円は、次のように使われます。



平成17年度当初予算の一般財源の割合によって算出しています。

# 5月は固定資産税と軽自動車税の納期です 納期限：5月31日(火)

## 納期内の納税にご協力ください

### 納期内に納めましょう

市税は福祉・教育・土木事業など市民生活にかかわりの深いあらゆる行政活動の重要な財源となるものです。市政の円滑な推進のために納期限内納付にご協力ください。

市税のうっかり納付忘れなどにより、納期限を過ぎますと滞納となり、督促状や催告書が送られ、本来納めるべき税額のほかに督促手数料と延滞金もあわせて納めなければなりません。

市では、納期内に納付した人との公平性を保つため、他の市町村に先駆け、昨年、「納税対策室」を設け、市の重要施策の一環として、滞納世帯への訪問相談や滞納処分を行うなど具体的な取り組みをしているところです。

各税・料の納期限は次のとおりです。

	固定資産税	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料
5月31日(火)	第1期		全期		
6月30日(木)		第1期		第2期	第2期
8月1日(月)	第2期				
8月31日(水)		第2期		第3期	第3期
9月30日(金)	第3期				
10月31日(月)		第3期		第4期	第4期
11月30日(水)	第4期				
12月26日(月)		第4期		第5期	第5期
1月31日(火)				第6期	
2月28日(火)				第7期	第6期

### 納期前の納付をご利用ください！

- 報奨金制度があります -

固定資産税の第1期の納期限内に1年(全期)分を一括して納めていただくと、年税額から前納報奨金の額を差し引いて納付できる制度があります。ご利用ください。

## ご存知ですか？市税などの納税相談

### 市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき 月曜日から金曜日の8:30～17:15(土・日、祝日を除く)

ところ 市役所1階 納税対策課

### 休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。

とき 毎月第4日曜日の9:00～15:00(次は5月22日、6月26日)

ところ 市役所1階 納税対策課

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。

昨年度は、納税管理課と納税対策課の窓口で納税相談を行っていましたが、本年度より納税対策課の窓口で受け付けることになりました。

納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各まちづくりセンター(公民館)または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成17年7月中旬の予定です。

